

国立大学法人大分大学役員規程

平成16年4月1日制定
平成16年規程第1号

(趣旨)

第1条 この規程は、国立大学法人大分大学法人規則（平成18年規則第4号。以下「法人規則」という。）第4条第3項の規定により、学長、理事及び監事に関し必要な事項を定める。

(学長)

第2条 学長は、校務を掌り、所属職員を統督するとともに、国立大学法人大分大学（以下「法人」という。）を代表し、その業務を総理する。

2 学長の任命は、学長選考・監察会議の選考による法人の申出に基づいて、文部科学大臣が行う。

3 学長の任期は、4年とする。ただし、再任を妨げない。

4 学長の選考は、国立大学法人大分大学学長選考・監察会議で定める。

(理事)

第3条 理事は、学長の定めるところにより、学長を補佐して法人の業務を掌理し、学長に事故があるときはその職務を代理し、学長が欠員のときはその職務を行う。

2 理事の任命は、学長が行う。ただし、学長は、理事が次の各号のいずれかに該当するとき、その理事を解任することができる。

(1) 心身の故障のため職務の遂行に堪えないと認められるとき。

(2) 職務上の義務違反があるとき。

(3) 職務の執行が適当でないため法人の業務の実績が悪化した場合であって、引き続き当該職務を行わせることが適当でないと認めるとき。

3 理事の任期は、2年を超えない範囲内で学長が定めるものとする。ただし、再任を妨げない。

4 前項の規定にかかわらず、理事の任期は当該理事を任命した学長の任期の範囲を超えることはできない。

5 理事が欠員となった場合の補欠の理事の任期は、前任者の残任期間とする。

6 理事の選考は、別に定めることができる。

(総括理事)

第4条 法人に総括理事を置き、学長が指名する理事をもって充てる。

2 総括理事は、学長の職務を代行し、又は理事の業務の調整を行うことにより、法人の運営に関し学長を総括的に補佐する。

(監事)

第5条 監事は、法人の業務を監査する。

2 監事の任命及び解任は、文部科学大臣が行う。

3 監事の任期は、その任命後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第38条第1項の規定による同項の財務諸表の承認の時までとする。ただし、再任を妨げない。

4 補欠の監事の任期は、前任者の残任期間とする。

(雑則)

第6条 この規程に定めるもののほか、特に法令等の定めがない限り国立大学法人法を適用する。

附 則

1 この規程は、平成16年4月1日から施行する。

2 初代の学長及び理事の任期は、第2条第3項及び第3条第3項の規定にかかわらず、平成17年9月30日までとする。

附 則（平成１８年規程第２３号）
この規程は、平成１８年４月１日から施行する。

附 則（平成２７年規程第９号）
この規程は、平成２７年２月９日から施行する。

附 則（平成２７年規程第１６号）
１ この規程は、平成２７年４月１日から施行する。
２ この規程の施行の際、現に監事である者の任期については、第４条第３項の規定にかかわらず、なお、従前の例による。

附 則（平成２９年規程第５０号）
この規程は、平成２９年６月１日から施行する。

附 則（令和２年規程第５９号）
この規程は、令和２年９月１４日から施行する。

附 則（令和４年規程第１号）
この規程は、令和４年４月１日から施行する。